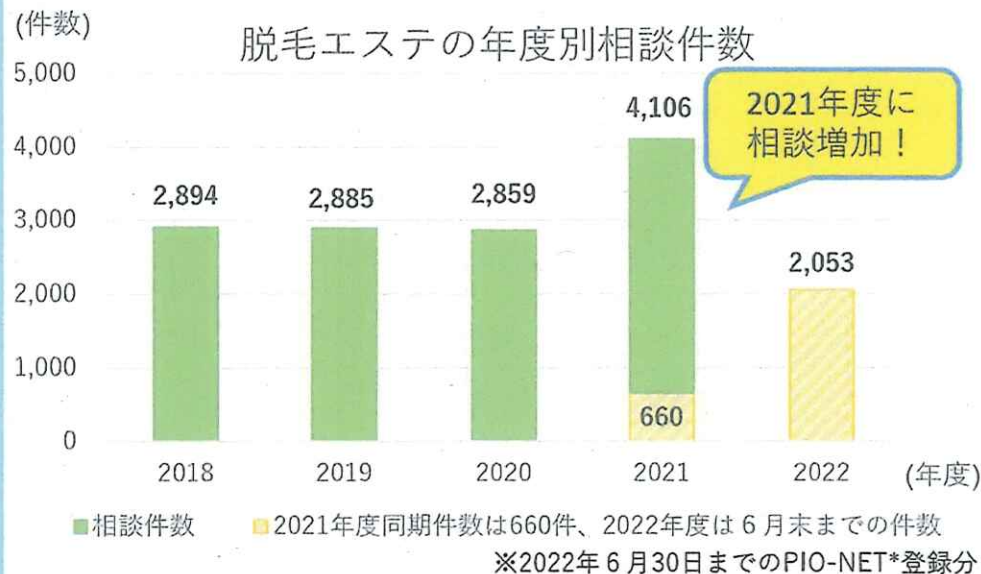


# 男性も増加！脱毛エステのトラブル

## 【事例1】広告のコースを希望したが、高額コースに...

「ひげ脱毛が月額約1,000円」という広告を見て、エステサロンでそのコースを希望したが、約50万円のコースを勧められ、「納得のいく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、契約してしまった。学生のため支払っていくことが難しく、クーリング・オフしたい。

(20歳代 男性 学生)



## 【事例2】体験後に強引に契約を迫られ...

脱毛エステの体験に行き、担当者から契約を勧められた。自分は体験だけのつもりだと断ったが、「信販会社からハガキが届いたときに解約すれば費用なしで解約できる」と強引に勧誘され、契約してしまった。ハガキが届いたため、エステ店に連絡すると、「クーリング・オフ期間が過ぎているため、解約には手数料がかかる」と言われた。担当者の説明と違うため納得できない。

(20歳代 男性 学生)



## トラブルに遭わないためのポイント

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない
- 強引に契約を迫られてもきっぱりと断る
- クーリング・オフできる場合があります
- 少しでも不安に思ったら早めに消費者ホットライン「188」番に相談

成年年齢引下げにより、18歳・19歳でも一人で契約できる半面、未成年であることを理由に契約を一方的にやめることはできなくなりました。契約は慎重にしましょう。



## 投資用USB教材購入などの儲け話に注意！-友人からの誘いを断れますか？-

### 【事例】

大学の友人から「投資を始めたけど一緒にやらないか。月に5万円は稼げる。」と誘われ、ホテルで友人と会社の代表者という人に会った。「投資の方法を教えるUSBがある。その使い方や投資の仕組みを学ぶセミナーに参加すればうまくいく。」とUSBを53万7000円で購入するよう勧められた。「USBの代金は学生ローンで借りればよい。儲かるので返済はすぐにできる。借りる理由は『英語の語学留学をするため』と言うように。」と指示された。USBを受け取り、何か月からセミナーを受けたが全く儲からなかった。その後「友人を紹介するとお金をもらえて、投資資金稼ぎができる」と言われたが、最初の話と違う。ローンの返済も苦しく、解約して返金してほしい。



- 契約の対象は、投資用USB以外にも、健康食品や布団、投資用DVD・タブレット、アフィリエイト(オンラインカジノ)、ビジネスセミナーなど実に様々です。
- 勧誘のきっかけや勧誘してきた人についても、SNSで知り合った人(会ったことはない・勧誘時に初めて会った)や、SNSで再会した人(高校時代の同級生・先輩)なども増加しています。

## 消費者へのアドバイス

1. 投資で確実に儲かる、簡単に大金を稼げるということはありません。
2. 親しい人、断りづらい人から勧誘を受けても、必要のない契約はキッパリ断りましょう。勧誘の場からすぐに離れる、契約前に家族などに相談することも大切です。
3. 安易に借金をしないようにしましょう。
4. 被害を拡大させないためにも安易に人を勧誘しないようにしましょう。

商品等の契約をした後に「友人を誘えばマージンを得られる」と勧誘するのは「後出しマルチ」と呼ばれる手口で、業者は※マルチ商法に関する法規制から逃れるためにこのような手口を使います。また、消費者を借金返済や投資資金等で困窮させ、人を紹介せざるを得ない状況に陥らせようとする意図もあると思われます。

親しい友人からの誘いであっても、怪しい儲け話には耳を貸さない姿勢が大切です。

※マルチ商法に関する法規制：特定商取引法の連鎖販売取引に該当すると、書面記載事項に定めが多く、20日間のクーリング・オフ期間等の規制対象になります。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188」におかけください。

# 借金するよう指示し、強引に契約を迫る手口に注意！

## 【事例1】

オンラインスクールの説明を聞いたが、契約金額が高額で「支払えない」と言うと、職業を偽って消費者金融で借りるように言われ、借金して契約してしまった。

(20歳代 女性)



## 【事例2】

大学の先輩に勧められ、学生ローンで約50万円の借金をしてFX自動売買システムを契約したが、高額な借金をしてしまい不安だ。クーリング・オフしたい。

(20歳代 男性)



10～20歳代の  
相談が増加！

PIO-NETにみる年度別の相談件数<sup>(※)</sup>と10～20歳代の割合



(2021年6月30日までのPIO-NET登録分)

## 👉 トラブルに遭わないためのポイント

- 借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。
- 断る際は「お金がない」ではなく、「いません」ときっぱり断りましょう。
- ウソについて借金することは絶対にやめましょう。

※PIO-NET（バイオネット）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費生活相談情報を蓄積しているデータベース。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。「お金が支払えない」「生活が厳しい」などと申し出ている消費者に対して、借金やクレジット契約をさせてまで強引に契約を迫る手口であることが相談者の申し出内容から特定できた相談を集計。



## 20歳代が狙われている!?

# 遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意

### 【相談事例】

- ・副業の高額サポート契約を勧誘され、お金がないと断ると、遠隔操作アプリを通して借金の仕方を指南された
- ・遠隔操作アプリで画面共有をしながらFXの自動売買ツールのプランの勧誘を受け、そのまま借金の申請も誘導された



イラスト：IPA(独立行政法人情報処理推進機構)作成  
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/attention/2023/mgdayori20230411.html>

### 【トラブル防止のポイント】

- 「簡単に稼げる」という広告をうのみにしない! 借金してまで契約しない!
- 遠隔操作アプリは安易にインストールしない!
- 遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策を取る!
- 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費者ホットライン「188」番に相談!





# 学生の就活の不安につけ込むトラブル



- Web会議で無料カウンセリング等を受けるだけのつもりが高額契約に -

SNSで就活塾の広告を見てサイトに登録し、Web会議で無料カウンセリングを受けた。「セミナーを受ければ大手企業に100%内定する」と約50万円の就活セミナーを勧誘され、その場で判断するように言われ、申し込んだ。後日「高額で支払えないのでやめたい」と伝えたが、解約料として契約金額の20%を請求された。

(20歳代 男性)

SNSに「エントリーシートの添削を手伝う」とフォロワーから連絡があり依頼した。「理論的思考力が足りない。プログラミングの勉強をするべきだ」と言われ、フォロワーの上司から話を聞くよう勧められた。Web会議で話を聞くと、約50万円のプログラミングスクールの勧誘を受けた。親に相談したいと伝えたが「事後報告でよい」と言われて契約し、現金で支払った。しかし将来どのように生かせるかわからず、返金してほしい。

(20歳代 女性)

⚠️ 無料カウンセリングのつもりでWeb会議に参加しても、いきなり高額な契約の勧誘を受けることがあるため注意しましょう

⚠️ SNSで知り合った人からの一見親切な誘いは、高額な契約の勧誘が目的の恐れがあるため注意しましょう

⚠️ 断定的な説明や就活生の不安をあおる言葉に注意しましょう

⚠️ 安易にクレジットの高額決済や借金をしないようにしましょう

👉 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります  
👉 不安に思った場合は188に相談!